

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月26日
【中間会計期間】	第26期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社ジャストシステム
【英訳名】	JUSTSYSTEMS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浮川 和宣
【本店の所在の場所】	徳島県徳島市川内町平石若松108番地4
【電話番号】	088(666)1000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務経理部長 井村 勝信
【最寄りの連絡場所】	徳島県徳島市川内町平石若松108番地4
【電話番号】	088(666)1000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務経理部長 井村 勝信
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第24期中	第25期中	第26期中	第24期	第25期
会計期間	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日
売上高(千円)	4,854,836	4,836,968	5,266,610	12,281,115	12,213,881
経常損益(千円)	640,007	1,161,587	1,606,253	49,959	905,105
中間(当期)純損益(千円)	379,107	1,120,232	1,152,216	263,100	930,708
純資産額(千円)	16,507,257	15,541,688	14,603,411	16,828,602	15,756,172
総資産額(千円)	25,674,297	23,275,467	21,419,469	26,393,735	23,617,926
1株当たり純資産額(円)	533.16	513.88	478.25	543.54	519.91
1株当たり中間(当期)純損益(円)	12.24	36.80	38.02	8.50	30.65
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	-	-	8.44	-
自己資本比率(%)	64.3	66.8	67.7	63.8	66.7
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	807,675	694,008	470,444	330,316	644,528
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	177,647	1,115,360	563,629	83,271	304,945
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	2,393,000	878,356	457,658	2,731,000	1,516,637
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(千円)	8,068,263	8,455,679	5,430,115	7,497,952	6,378,106
従業員数(人) (外、平均臨時雇用者数)	798 (166)	833 (194)	915 (211)	814 (184)	823 (202)

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第24期中	第25期中	第26期中	第24期	第25期
会計期間	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日
売上高(千円)	4,820,322	4,793,967	5,111,367	12,210,003	12,116,267
経常損益(千円)	639,631	1,382,700	1,183,075	38,021	1,084,475
中間(当期)純損益(千円)	380,600	1,318,042	749,702	257,861	1,092,968
資本金(千円)	6,490,560	6,497,773	6,521,829	6,490,560	6,520,198
発行済株式総数(株)	31,211,200	31,243,900	31,312,100	31,211,200	31,305,800
純資産額(千円)	16,562,375	15,071,110	14,412,785	16,909,693	15,253,310
総資産額(千円)	25,582,810	22,594,701	20,747,357	26,304,079	22,926,759
1株当たり純資産額(円)	530.66	498.32	473.66	541.79	503.32
1株当たり中間(当期)純損益(円)	12.19	42.99	24.74	8.26	35.87
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	-	-	8.20	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	3.00	3.00
自己資本比率(%)	64.7	66.7	69.2	64.3	66.5
従業員数(人) (外、平均臨時雇用者数)	659 (198)	686 (230)	687 (245)	667 (213)	669 (233)

(注) 1. 連結売上高及び売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第24期中、第25期、第25期中及び第26期中の連結ベースの潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益及び提出会社の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため、記載しておりません。

3. 純資産額の算定に当たり第26期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度において持分法適用会社であった以下の会社が新たに提出会社の連結子会社となりました。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（％）	関係内容
（連結子会社） Justsystems Canada Holding Inc.	カナダ バンクーバー市	C\$ 5,000,000	カナダ持株会社	100.0 (100.0)	役員の兼任 有
（連結子会社） Justsystems Canada Inc.（注1）	カナダ バンクーバー市	C\$ 9,600,000	ソフトウェア の開発・販売	100.0 (100.0)	役員の兼任 有

（注）1．特定子会社に該当しております。

2．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3．議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数を記載しております。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成18年9月30日現在

事業の部門別の名称	従業員数（人）
販売関連部門	312（111）
開発関連部門	504（73）
全社（共通）	99（27）
合計	915（211）

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、人材会社からの派遣社員、パート・アルバイトを含む。）は（ ）内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2．全社（共通）として記載されている従業員数は、販売・開発以外の管理部門に所属しているものであります。

3．従業員が前期末に比べ、92名増加しましたのは、主にJustsystems Canada Inc.の連結子会社化によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数（人）	687（245）
---------	----------

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、人材会社からの派遣社員、パート・アルバイトを含む。）は（ ）内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当期の我が国の経済環境は、原油価格の高騰や地政学的な不安定要素もありましたが、素材や自動車など海外需要が根強く拡大し、景気の先行きに対する不透明感も偏在化せず、継続的な景気拡大が継続しております。一方、株式市場は、昨年の高騰が一服し、軟調な状況が継続しております。

パーソナルコンピュータ業界では、PCの国内出荷において、法人市場は設備投資全体の伸びに支えられ、順調に推移しましたが、個人向けは個人や家庭の消費・支出が分散したことにより前年同期の実績に達しませんでした。そのため、上半期の国内出荷台数は、前年同期比4%減、出荷金額は6%減となりました。

このような経営環境の中、当社グループは店頭市場のてこ入れ、法人や文教向けを中心とした営業力強化及び市場開拓及び将来の北米や欧州における「xfy」の普及をにらんだ事前営業活動に力点を置いてまいりました。

ソフトウェア関連事業につきまして各事業部門別の状況は以下のとおりです。

#### (ビジネス&パーソナル関連事業)

コンシューマー向けパッケージソフトウェア販売については、店頭の売り場縮小が続きましたが、「ATOK 2006 for Mac」が健闘し、パッケージソフトウェア販売全体では、前年同期を上回りました。一方、オンラインショッピングサイトの「Just MyShop」ではオリジナル企画商品の販売が好調で、商品販売は前年同期比1.5倍となりました。

ライセンス販売については、従来、地方の公共・文教市場に特化していた営業部隊を地方の販売店ネットワークを活かし、地方の民間法人の営業を兼務させる一方、全国の民間法人を担当していた営業部員を関東・近畿圏の民間法人に特化させました。その効果もあり、上半期のATOKの売上金額は前年同期比1.6倍になりました。また、ジャストスマイルについても、順調に受注を進めました。そのため、ライセンス販売については、前年同期比105%となりました。

OEM事業では、携帯電話向けのATOKの搭載台数が前期水準には達しなかったものの、携帯電話向けの「BeatJam」の搭載やDVDレコーダー向けのラベルマイティの搭載が本格化したことも寄与し、前年同期比113%となりました。一方、BeatJamのユーザーを中心に、新しいPCユーザー層を取り込み、BeatJamを使った音楽の楽しみ方を提案するサイト「Music@Life」の会員は15万人となりました。

#### (ビジネスシステム事業)

ビジネスシステム事業については、ConceptBase製品の売上高は、前年同期の水準に達しませんでした。FAQ製品向けのカスタマイズサービスや追加サービスが前年同期比1.5倍となり、事業全体ではほぼ前年同期並みの水準となりました。特に、FAQのソリューションパターンが定着した西日本の営業部隊は前年同期実績を上回りましたので、下半期からは東西の営業部隊を融合させ、事業全体としての営業力強化に取り組んでまいります。また、下半期からはFAQにおけるソリューションノウハウをパッケージ化し、営業部隊として売りやすい商品開発を進めてまいります。

#### (インターネットディスク事業)

本格的な有償化から4年目に入りつつあるインターネットディスク事業は、法人向けサービスでは堅調に売り上げが伸び、売上高は前年同期比146%となりました。個人向けサービスでは単価が伸び悩み、売上高は前年同期比122%となりました。事業全体での売上高は前年同期比132%となりました。

#### (xfy事業)

xfy事業については、今年9月の製品の市場投入と来年度以降の本格的な営業活動に備え、当上半期は北米でのイベントへの出展や米国に本拠地を置くグローバルITベンダーへの営業等の活動と製品開発に力点を置いてきました。9月22日には、「xfy Enterprise Solution for DB2 9」を市場に投入し、同月中に第一号ユーザーを獲得しました。ITベンダー向けの営業活動も、従来は製品開発部門中心でしたが、徐々に営業部門への浸透を進め、10月には米国IBM Corporationと日本のソフトウェアメーカーとして初めて包括的な協業契約（Teaming Agreement）を締結しました。今後両社は密接に連携し、「xfy」の世界市場での営業活動を推進するため、積極的に協業プログラムを展開していきます。また、日本オラクル株式会社とは、XMLでの新規市場開拓における戦略的な協業に合意しました。

以上の結果、売上高は52億66百万円と前年同期比8.9%の増加となりました。販売費及び一般管理費については、xfy関連の宣伝販促費、営業経費、開発費が約10億円増加したほか、前期買収したJustsystems Canada Inc.におけるXMetaL事業の損失が約3億円となり、前年同期比3億33百万円増加しました。営業損失については、16億23百万円と前年同期比2億32百万円増加し、経常損失は16億6百万円と前年同期比4億44百万円増加しました。一方、計画に対しては、売上高が3億16百万円増加し、経費削減を2億20百万円実施した上、経費の期ずれが4億40百万円あった一方で、XMetaL事業では約2億円損失が拡大したことなどにより、経常損失は計画比8億94百万円の改善となりました。中間純損失は、11億52百万円と前年同期に比べ、31百万円悪化しましたが、計画比4億48百万円の改善となりました。

## (2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という）は54億30百万円となり、前連結会計年度に比べ9億47百万円減少しました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は4億70百万円（前中間連結会計期間は6億94百万円の増加）となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失16億29百万円を計上したこと、減価償却5億円を実施したこと及び売上債権が11億41百万円減少したこと並びに未払金が4億12百万円減少したこと等によるものです。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は5億63百万円（前中間連結会計期間は11億15百万円の増加）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出として6億3百万円を計上したこと等によるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は4億57百万円（前中間連結会計期間比4億20百万円の使用の減少）となりました。これは主に、長期借入金の返済により3億70百万円を支出したこと等によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業の部門別の名称	金額（千円）	前年同期比（％）
ビジネス&パーソナル関連事業	1,473,190	110.1
ビジネスシステム事業	1,798,120	110.0
合計	3,271,310	110.0

(注) 1．金額は販売価格によっております。

2．上記の金額に消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

当社グループは、主にパッケージソフトウェアの販売を行っており、受託開発の割合が僅少であるため記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業の部門別の名称	金額（千円）	前年同期比（％）
ビジネス&パーソナル関連事業	4,730,294	110.2
ビジネスシステム事業	536,315	98.4
合計	5,266,610	108.9

(注) 1．上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2．主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
ソフトバンクBB(株)	1,829,170	37.8	1,793,237	34.0

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

当社グループは、言語処理技術や「xfy」など高い技術優位性を生かした高付加価値な製品・サービスの市場投入を通じて、お客様や社会の価値創造に寄与したいと考えております。「xfy」については、今後XML活用の進展が期待される米国市場を最初として製品投入していきたいと考えております。

当期から、いよいよ、米国の大手ITベンダー各社によるXMLデータベースの市場投入が始まるほか、SOX法の施行によって、数値情報とテキスト情報の統合的な活用のキーテクノロジーとしてXMLが着目されるなど、XMLの活用の流れが確固となりつつあります。その中でも、社内と社外でやりとりする取引データを統合的に活用するためにいったんXML化するという動きや、財務情報に関するXML言語であるXBRLの導入を行おうという動きが注目を集めてきております。そのような環境下で、「xfy」は多様なXMLデータを統合的にかつ迅速に提供できるXMLアプリケーション開発・実行環境として、可能性が広がっております。当期にはxfy事業に大きな先行投資を計画しておりますが、必ずここ数年のうちに結実し、今後の当社グループの大きな成長の柱となると確信しております。

基本的には、当社グループが有する技術の価値に対する適正な対価を支払っていただける事業分野として、民間企業や官公庁を中心とした法人向けの分野や関連アプリケーションを強化したいと考えております。xfy事業においては、浸透力を強化する観点からグローバルで活動するITベンダーとの連携をにらみながら、競争力の向上を目指す企業に対する営業活動を強化していきたいと考えております。

また、当社グループは中期的な研究開発の比率が高い水準にありますので、「xfy」や統合プラットフォームの開発の過程で生まれた研究開発成果を、パッケージソフト・ライセンス製品を含め、他の当社グループ製品に波及させ、当社グループの製品力の向上と開発モジュールの全体最適を進めると同時に、要素技術の適用の可能性を模索することで、収益力の強化・研究開発テーマ創成能力の向上に努めます。

以上を通じて、早期に確実な売上高を上げ、成長軌道に復帰したいと考えております。

### 4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

### 5【研究開発活動】

当社グループは、「人」を中心に置いた知的活動支援のためのソフトウェア開発を続けて参りました。特に、ドキュメントハンドリング技術、自然言語処理技術、知識処理技術、検索・要素技術、オブジェクト指向技術、インターネット/イントラネット技術等の最先端技術をテーマとした研究開発活動を継続的におこなっております。

また、Java、Linuxあるいは携帯電話等Windows以外のOSに対応するソフト開発にも注力しております。

ここ数年は、言語処理技術・使いやすいユーザーインターフェース技術や、法人向け高度知識情報管理のための総合的なプラットフォーム技術に加え、インターネット時代のデータ統合のキープラットフォームであるXMLのアプリケーション開発・実行環境「xfy」の研究開発を強化しております。これらシステムは、組織内の知識やノウハウをデジタル情報化し、お客様の企業活動をサポートすることで、その企業が持つ競争力を飛躍的に上昇させることを可能とする世界最高水準のものです。

加えて従来以上にオリジナリティあふれた研究開発を行うとともに、開発プロセスの効率化、工程管理の厳格化に取り組んでおります。

当中間連結会計期間の主な研究開発活動としては、この9月に市場投入した統合XMLアプリケーション開発・実行環境「xfy Enterprise Solution 1.0」など、「xfy」の市場への本格投入に向けた研究開発に取り組んでおります。

なお、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は13億33百万円であり、その主な内訳は開発部門の人件費と開発外注費であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、財務体質健全化のため、当社が保有する賃貸物件を売却しております。その主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

事業所名(所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数(人)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	合計	
賃貸物件 (投資不動産) (徳島県徳島市)	-	-	125,000 (832)	42,627	167,627	-

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	66,163,200
計	66,163,200

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月26日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	31,312,100	31,318,100	ジャスダック証券取引所	-
計	31,312,100	31,318,100	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

(平成13年6月28日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1(株)	85,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,010	同左
新株予約権の行使期間	平成15年9月1日から平成20年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,010 資本組入額 505	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みにする事項	-	-

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、行使により発行した株式のほか、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

(1) 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することができます。なお、行使可能な株式数が1単元(100株)の株式数の整数倍でない場合は、1単元の株式数に満たない株式数については行使を認めないものとします。

・平成15年9月1日から平成16年8月31日までは、権利を付与された株式数の3分の1について権利を行使することができます。

・平成16年9月1日から平成17年8月31日までは、権利を付与された株式数の3分の2について権利を行使することができます。

・平成17年9月1日から平成20年8月29日までは、権利を付与された株式数の全てについて権利を行使することができます。

(2) 権利行使開始日より前に退任・退職した場合は、自己都合・会社都合を問わず権利は喪失するものとします。

- (3) 権利行使開始日以降に退任・退職した場合には、退任・退職時において(1)の権利行使が認められる株式数についてのみ、退職後3ヶ月に限り権利を行使できるものとします。
- (4) 権利行使開始日より前に死亡した場合には、権利は喪失するものとします。
- (5) 権利行使開始日以降に死亡した場合には、死亡時において(1)の権利行使が認められる株式数についてのみ相続を認めるものとし、相続人は死亡後1年以内に限り権利を行使できるものとします。
- (6) 権利の譲渡及び質入れは認めないものとします。
- (7) その他については、平成13年6月28日の定時株主総会決議及び同定時株主総会後に開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによります。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成15年6月27日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(注)1 (個)	4,515	4,448
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1 (株)	451,500	444,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	389	同左
新株予約権の行使期間	平成17年9月1日から 平成22年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 389 資本組入額 195	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みにする事項	-	-

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、行使により発行した株式のほか、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)の内、割当てを受けた新株予約権の数が16個未満である者は、以下の区分に従って、割り当てられた新株予約権の一部又は全部を行使することができます。なお、行使可能な新株予約権の個数が1個に満たない場合は、当該新株予約権について権利行使を認めないものとします。
- ・平成17年9月1日(同日を含む)から平成18年8月31日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の個数の3分の1について権利を行使することができます。
  - ・平成18年9月1日(同日を含む)から平成19年8月31日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の個数の3分の2(既行使分を含む)について権利を行使することができます。
  - ・平成19年9月3日(同日を含む)から平成22年8月31日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者の内、割当てを受けた新株予約権の数が16個以上である者は、以下の区分に従って、割り当てられた新株予約権の一部又は全部を行使することができます。なお、行使可能な予約権の個数が1個に満たない場合は、当該新株予約権について権利行使を認めないものとします。
- ・平成17年9月1日(同日を含む)から平成18年8月31日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の個数の5分の1について権利を行使することができます。
  - ・平成18年9月1日(同日を含む)から平成19年8月31日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の個数の5分の2(既行使分を含む)について権利を行使することができます。
  - ・平成19年9月3日(同日を含む)から平成20年8月29日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の個数の5分の3(既行使分を含む)について権利を行使することができます。
  - ・平成20年9月1日(同日を含む)から平成21年8月31日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の個数の5分の4(既行使分を含む)について権利を行使することができます。
  - ・平成21年9月1日(同日を含む)から平成22年8月31日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利を行使することができます。

- (3) 新株予約権者が当社の取締役または従業員である場合は、権利行使の時点における当社個人業績評価制度における評価が標準以上である場合に限り、新株予約権を行使することができます。
- (4) 新株予約権者が新株予約権行使開始日より前に、当社の取締役もしくは従業員または当社関係会社の取締役の地位を失った場合は、自己都合・会社都合を問わず権利を喪失するものとします。
- (5) 新株予約権者が、新株予約権行使開始日以降に当社の取締役もしくは従業員または当社関係会社の取締役の地位を失った場合は、かかる地位の喪失時において本2項各号の条件に従って権利行使が認められる個数についてのみ、退職後3ヶ月に限り権利を行使できるものとします。
- (6) 新株予約権者が新株予約権行使開始日より前に死亡した場合には、権利を喪失するものとします。
- (7) 新株予約権者が新株予約権行使開始日以降に死亡した場合には、死亡時において本2項各号の条件に従って権利行使が認められる個数についてのみ相続を認めるものとし、相続人は新株予約権者の死亡後1年以内に限り権利を行使できるものとします。
- (8) 新株予約権の権利の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (9) その他については、平成15年6月27日の定時株主総会決議及び同総会後に開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(平成17年6月23日定時株主総会決議)

1)平成17年9月28日取締役会付与決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(注)1 (個)	2,625	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)1 (株)	262,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	827	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成24年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 827 資本組入額 414	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みにする事項	-	-

## 2)平成18年3月28日取締役会付与決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(注)1 (個)	345	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新新株予約権の目的となる株式の数(注)1 (株)	34,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,715	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月3日から 平成24年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,715 資本組入額 1,358	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みにする事項	-	-

- (注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)の内、割当てを受けた新株予約権の数が16個未満である者は、以下の区分に従って、割り当てられた新株予約権の一部又は全部を行使することができます。なお、行使可能な新株予約権の個数が1個に満たない場合は、当該新株予約権について権利行使を認めないものとします。
- ・平成19年9月3日(同日を含む)から平成20年8月29日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の個数の3分の1について権利を行使することができます。
  - ・平成20年9月1日(同日を含む)から平成21年8月31日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の個数の3分の2(既行使分を含む)について権利を行使することができます。
  - ・平成21年9月1日(同日を含む)から平成24年8月31日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者の内、割当てを受けた新株予約権の数が16個以上である者は、以下の区分に従って、割り当てられた新株予約権の一部又は全部を行使することができます。なお、行使可能な予約権の個数が1個に満たない場合は、当該新株予約権について権利行使を認めないものとします。
- ・平成19年9月3日(同日を含む)から平成20年8月29日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の個数の5分の1について権利を行使することができます。
  - ・平成20年9月1日(同日を含む)から平成21年8月31日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の個数の5分の2(既行使分を含む)について権利を行使することができます。
  - ・平成21年9月1日(同日を含む)から平成22年8月31日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の個数の5分の3(既行使分を含む)について権利を行使することができます。
  - ・平成22年9月1日(同日を含む)から平成23年8月31日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の個数の5分の4(既行使分を含む)について権利を行使することができます。
  - ・平成23年9月1日(同日を含む)から平成24年8月31日(同日を含む)までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者が当社の取締役または従業員である場合は、権利行使の時点における当社個人業績評価制度における評価が標準以上である場合に限り、新株予約権を行使することができます。
- (4) 新株予約権者が新株予約権行使開始日より前に、当社の取締役もしくは従業員または当社関係会社の取締役の地位を失った場合は、自己都合・会社都合を問わず権利を喪失するものとします。
- (5) 新株予約権者が、新株予約権行使開始日以降に当社の取締役もしくは従業員または当社関係会社の取締役の地位を失った場合は、かかる地位の喪失時において本2項各号の条件に従って権利行使が認められる個数についてのみ、退職後3ヶ月に限り権利を行使できるものとします。
- (6) 新株予約権者が新株予約権行使開始日より前に死亡した場合には、権利を喪失するものとします。
- (7) 新株予約権者が新株予約権行使開始日以降に死亡した場合には、死亡時において本2項各号の条件に従って権利行使が認められる個数についてのみ相続を認めるものとし、相続人は新株予約権者の死亡後1年以内に限り権利を行使で

きるものとしします。

(8) 新株予約権の権利の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとしします。

(9) その他については、平成17年6月23日の定時株主総会決議及び同総会後に開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

平成13年改正旧商法第280条ノ20の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

なお、当該新株予約権は、平成18年12月25日付で残存する新株予約権の取得および消却が行われております。詳細につきましては、「重要な後発事象」に記載しております。

(平成18年3月10日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(注)1 (個)	1,800	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,800,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注)1 (円)	3,064	同左
新株予約権の行使期間(注)2	平成18年3月28日から 平成19年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (注)1 (円)	発行価格 3,064 資本組入額 1,532	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1 . (1)平成18年4月3日以降、新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の前日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、売買高加重平均価格の算出されない日は除き、修正日の前日が取引日でない場合には、当該前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が2,088.7円(以下「下限行使価額」という。ただし、行使価額の調整は受ける。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

(2)前記(1)号にかかわらず、本新株予約権の全部が消却される場合、消却のための公告又は通知がなされた日のいずれか早い日の翌々取引日以降、行使価額は、修正日の前日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、売買高加重平均価格の算出されない日は除き、当該前日が取引日でない場合には、当該前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日までの3連続取引日とする。)のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される。

(3)本新株予約権のいずれかの行使にあたって前記(1)号又は(2)号に定める行使価額の修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対して、修正後の行使価額を通知する。

(4)当社は、本新株予約権の発行後、第(5)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行処分金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(5)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

第(6)号に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適

用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とするときには、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

第(6)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後の行使価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(6) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、第(5)号 ただし書の場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（このうち、ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、第(5)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(7)第(5)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、旧商法第373条に定められた新設分割、旧商法第374条ノ16に定められた吸収分割、又は合併のために行使価額の調整を必要とする場合。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

2. 行使期間の最終日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日を最終日とする。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日 (注1)	6,300	31,312,100	1,631	6,521,829	1,626	1,731,206

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成18年10月1日から平成18年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が6,000株、資本金が1,170千円、資本準備金が1,164千円増加しております。

## (4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
浮川 和宣	徳島県徳島市	8,623	27.54
浮川 初子	徳島県徳島市	7,290	23.28
橋本 昭	徳島県徳島市	1,625	5.19
福良 伴昭	徳島県徳島市	1,150	3.67
橋本 陽子	徳島県徳島市	361	1.16
ジャストシステム従業員持株会	徳島県徳島市川内町平石若松108番地4	356	1.14
浮川 寿子	愛媛県新居浜市	318	1.02
日本証券金融㈱	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	212	0.68
熊代 敬三	千葉県市川市	127	0.41
エイチエスピーシーファンドサ ービシズクライアントツアカウ ント006(常任代理人香港上 海銀行東京支店)	LEVEL 13,1 QUEEN'S ROAD CENTRAL, HONG KONG(東京都中央区日本橋3丁目11番1 号)	120	0.38
計	-	20,185	64.47

(注) 上記のほか、自己株式が1,000千株(3.19%)あります。

### (5) 【議決権の状況】

#### 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,000,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,311,500	303,061	-
単元未満株式	普通株式 400	-	-
発行済株式総数	31,312,100	-	-
総株主の議決権	-	303,061	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が5,400株含まれております。

なお、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数54個が含まれておりません。

#### 【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)ジャストシステム	徳島県徳島市川内町平石若松108番地4	1,000,200	-	1,000,200	3.19
計	-	1,000,200	-	1,000,200	3.19

### 2 【株価の推移】

#### 【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,675	2,190	1,610	1,574	1,280	1,368
最低(円)	1,762	1,024	927	942	1,021	1,083

(注) 最高・最低株価はジャスダック証券取引所におけるものであります。

### 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）及び当中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金		8,455,679		5,430,115		6,378,106	
2. 受取手形及び売掛 金		2,479,097		2,561,582		3,654,677	
3. たな卸資産		255,920		393,885		305,482	
4. その他		455,585		523,331		561,013	
5. 貸倒引当金		3,673		3,421		4,444	
流動資産合計		11,642,607	50.0	8,905,493	41.6	10,894,835	46.1
固定資産							
1. 有形固定資産	1						
(1) 建物及び構築物	2	5,277,519		4,995,518		5,115,985	
(2) 工具器具備品		249,139		283,316		238,910	
(3) 土地	2	3,569,077		3,569,077		3,569,077	
(4) その他		6,443	9,102,180	39.1	5,487	8,853,400	41.3
2. 無形固定資産							
(1) のれん		-		389,767		-	
(2) ソフトウェア		93,204		868,537		251,765	
(3) ソフトウェア仮 勘定		-		64,183		156,687	
(4) その他		8,139	101,343	0.4	283,308	1,605,796	7.5
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		1,218,226		1,011,637		1,613,575	
(2) 前払年金費用		238,667		247,923		236,937	
(3) その他	2	1,005,922		810,099		1,537,052	
(4) 貸倒引当金		33,481	2,429,335	10.5	14,881	2,054,779	9.6
固定資産合計		11,632,860	50.0	12,513,976	58.4	12,723,090	53.9
資産合計		23,275,467	100.0	21,419,469	100.0	23,617,926	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		297,608		394,796		460,767	
2. 短期借入金	2,4	1,028,000		932,000		936,000	
3. 未払金		675,353		876,057		1,135,255	
4. 未払法人税等		94,191		37,621		70,751	
5. 賞与引当金		436,697		452,308		441,713	
6. その他		467,337		608,767		502,837	
流動負債合計		2,999,188	12.9	3,301,551	15.4	3,547,325	15.0
固定負債							
1. 長期借入金	2	3,553,000		2,541,000		2,907,000	
2. 繰延税金負債		614,220		422,413		773,990	
3. 退職給付引当金		510,309		544,861		517,188	
4. 新株予約権		-		-		55,170	
5. その他		8,737		6,232		8,963	
固定負債合計		4,686,267	20.1	3,514,506	16.4	4,262,312	18.1
負債合計		7,685,456	33.0	6,816,057	31.8	7,809,637	33.1
(少数株主持分)							
少数株主持分		48,322	0.2	-	-	52,115	0.2
(資本の部)							
資本金		6,497,773	27.9	-	-	6,520,198	27.6
資本剰余金	3	8,214,364	35.3	-	-	8,236,760	34.9
利益剰余金		683,096	2.9	-	-	872,620	3.7
その他有価証券評価 差額金		201,634	0.9	-	-	114,212	0.5
為替換算調整勘定		355,063	1.5	-	-	422,897	1.8
自己株式		410,244	1.7	-	-	410,516	1.8
資本合計		15,541,688	66.8	-	-	15,756,172	66.7
負債、少数株主持分 及び資本合計		23,275,467	100.0	-	-	23,617,926	100.0
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金		-	-	6,521,829	30.4	-	-
2 資本剰余金		-	-	8,238,387	38.5	-	-
3 利益剰余金		-	-	370,512	1.7	-	-
4 自己株式		-	-	410,516	1.9	-	-
株主資本合計		-	-	13,979,188	65.3	-	-



【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高			4,836,968	100.0		5,266,610	100.0		12,213,881	100.0
売上原価			1,322,263	27.3		1,650,427	31.3		3,171,697	26.0
売上総利益			3,514,705	72.7		3,616,182	68.7		9,042,183	74.0
販売費及び一般管理費										
1. 広告宣伝費		495,815			447,073			1,403,558		
2. 従業員給料手当		1,112,740			1,305,905			2,201,775		
3. 賞与引当金繰入額		219,442			211,819			224,996		
4. 退職給付費用		32,014			21,929			61,726		
5. 研究開発費		1,362,223			1,333,106			2,461,094		
6. 業務委託費		485,291			580,213			1,059,367		
7. 減価償却費		76,647			85,701			148,707		
8. その他		1,121,630	4,905,805	101.4	1,254,049	5,239,798	99.5	2,602,189	10,163,415	83.2
営業損失			1,391,100	28.7		1,623,616	30.8		1,121,231	9.2
営業外収益										
1. 受取利息		2,948			14,312			11,699		
2. 為替差益		-			35,160			-		
3. 違法コピー和解金		38,866			14,228			59,457		
4. 受取賃貸料		110,968			18,908			137,973		
5. パートナーシップ利益	1	221,421			-			235,146		
6. その他		10,016	384,220	7.9	6,743	89,353	1.7	25,198	469,476	3.8
営業外費用										
1. 支払利息		43,974			30,973			77,772		
2. 賃貸費用		75,683			11,940			93,877		
3. 為替差損		6,716			-			29,876		
4. パートナーシップ損失	2	-			1,606			-		
5. 支払手数料		-			11,945			-		
6. その他		28,332	154,707	3.2	15,526	71,991	1.4	51,823	253,350	2.0
経常損失			1,161,587	24.0		1,606,253	30.5		905,105	7.4
特別利益										
1. 固定資産売却益	3	-			1,617			-		
2. 投資有価証券売却益		99,594			-			240,067		
3. その他		6,431	106,026	2.2	1,489	3,106	0.1	12,344	252,412	2.1

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
特別損失										
1. 固定資産除却損	4	5,563			10,219			13,091		
2. 固定資産売却損		-			-			7,911		
3. 投資有価証券評価 損		-			15,843			-		
4. 減損損失	5	876,990			-			876,990		
5. その他		10,160	892,713	18.5	100	26,163	0.5	9,492	907,485	7.4
税金等調整前中間 (当期)純損失			1,948,274	40.3		1,629,310	30.9		1,560,178	12.7
法人税、住民税及 び事業税		44,825			14,504			44,874		
法人税等調整額		872,875	828,050	17.1	491,871	477,367	9.0	673,427	628,553	5.1
少数株主利益又は 少数株主損失 ( )			8	0.0		273	0.0		917	0.0
中間(当期)純損 失			1,120,232	23.2		1,152,216	21.9		930,708	7.6

【中間連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高			8,399,510		8,399,510
資本剰余金増加高					
1. ストック・オプションの権利行使に伴う新株発行による増加高		7,183	7,183	29,579	29,579
資本剰余金減少高					
1. 連結子会社が保有する親会社株式の売却に伴う減少高	1	192,328	192,328	192,328	192,328
資本剰余金中間期末(期末)残高			8,214,364		8,236,760
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高			1,896,212		1,896,212
利益剰余金減少高					
1. 中間(当期)純損失		1,120,232		930,708	
2. 配当金		92,883	1,213,115	92,883	1,023,591
利益剰余金中間期末(期末)残高			683,096		872,620

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (千円)	6,520,198	8,236,760	872,620	410,516	15,219,063
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	1,631	1,626			3,258
剰余金の配当(注)			90,916		90,916
中間純損失			1,152,216		1,152,216
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					-
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	1,631	1,626	1,243,133	-	1,239,875
平成18年9月30日 残高 (千円)	6,521,829	8,238,387	370,512	410,516	13,979,188

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定			
平成18年3月31日 残高 (千円)	114,212	422,897	55,170	52,115	15,863,458
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行					3,258
剰余金の配当(注)					90,916
中間純損失					1,152,216
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	58,334	38,639	-	475	20,171
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	58,334	38,639	-	475	1,260,046
平成18年9月30日 残高 (千円)	55,877	461,536	55,170	51,639	14,603,411

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッ シュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期)純損失		1,948,274	1,629,310	1,560,178
減価償却費		319,289	500,360	643,124
固定資産売却益		-	1,617	-
固定資産除売却損		5,563	10,219	21,003
パートナーシップ損 益(利益)		221,421	1,606	235,146
投資有価証券売却益		99,594	-	240,067
投資有価証券評価損		-	15,843	-
減損損失		876,990	-	876,990
受取利息及び受取配 当金		6,344	14,865	15,426
支払利息		43,974	30,973	77,772
売上債権の減少額		2,066,969	1,141,221	894,657
たな卸資産の増加額		43,236	88,403	92,799
仕入債務の増加額 (減少額)		3,393	81,765	166,502
未払金の増加額 (減少額)		174,423	412,658	264,771
その他		30,321	115,855	31,254
小計		792,563	412,540	769,948
利息及び配当金の受 取額		6,378	14,697	15,422
利息の支払額		42,798	26,303	75,945
法人税等の支払額		62,135	46,297	64,896
営業活動によるキャッ シュ・フロー		694,008	470,444	644,528

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有形固定資産の取得 による支出		27,033	55,250	53,460
無形固定資産の取得 による支出		97,358	603,816	521,880
投資有価証券の取得 による支出		152,200	14,900	257,522
関係会社株式の取得 による支出		-	-	498,499
投資有価証券の売却 による収入		513,327	-	731,112
投資不動産の売却に よる収入		783,735	168,960	783,735
関係会社への貸付に よる支出		-	-	598,199
その他		94,889	58,622	109,767
投資活動によるキャッ シュ・フロー		1,115,360	563,629	304,945
財務活動によるキャッ シュ・フロー				
長期借入金の返済に よる支出		738,000	370,000	1,476,000
株式の発行による収 入		14,397	3,258	59,217
自己株式の取得によ る支出		410,000	-	410,272
子会社が保有する親 会社株式の売却によ る収入		348,129	-	348,129
新株予約権発行によ る収入		-	-	55,170
親会社による配当金 の支払額		92,883	90,916	92,883
財務活動によるキャッ シュ・フロー		878,356	457,658	1,516,637

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物に 係る換算差額	26,713	38,219	57,208
現金及び現金同等物の 増加額(減少額)	957,726	1,453,512	1,119,846
現金及び現金同等物の 期首残高	7,497,952	6,378,106	7,497,952
新規連結子会社の現金 及び現金同等物の期首 残高	-	505,521	-
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	8,455,679	5,430,115	6,378,106

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1)連結子会社の数 6社            主要な連結子会社名            (株)ジャストシステムサービ            ス            (株)ジェイバーン            JUSTSYSTEM, Inc.            CLAIRVOYANCE CORPORATION            騰龍計算機軟件(上海)有            限公司            大連佳思騰軟件有限公司</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等            主要な非連結子会社            南京南大騰龍軟件有限公司</p> <p>(連結の範囲から除いた理由)            非連結子会社は、小規模であ            り、総資産、売上高、中間純損            益(持分に見合う額)及び利益剰            余金等(持分に見合う額)は、い            ずれも中間連結財務諸表に重要            な影響を及ぼしていないため            あります。</p>	<p>(1)連結子会社の数 9社            主要な連結子会社名            (株)ジャストシステムサービ            ス            (株)ジェイバーン            Justsystems US Holding,            Inc.            CLAIRVOYANCE CORPORATION            Justsystems, Inc.            Justsystems Canada            Holding Inc.            Justsystems Canada Inc.            騰龍計算機軟件(上海)有            限公司            大連佳思騰軟件有限公司</p> <p>Justsystems Canada            Holding Inc.及び            Justsystems Canada Inc.            は、重要性が増したことから            当中間連結会計期間より            連結の範囲に含めておりま            す。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等            主要な非連結子会社            同左</p> <p>(連結の範囲から除いた理由)            同左</p>	<p>(1)連結子会社の数 7社            主要な連結子会社名            (株)ジャストシステムサービ            ス            (株)ジェイバーン            Justsystems US Holding,            Inc.            CLAIRVOYANCE CORPORATION            Justsystems, Inc.            騰龍計算機軟件(上海)有            限公司            大連佳思騰軟件有限公司</p> <p>Justsystems, Inc.は、当            連結会計年度において新規            設立に伴う出資を行ったた            め、新たに連結の範囲に含            めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等            主要な非連結子会社            Justsystems Canada            Holding Inc.            Justsystems Canada Inc.            南京南大騰龍軟件有限公            司</p> <p>(連結の範囲から除いた理由)            非連結子会社は、小規模であ            り、総資産、売上高、当期純損            益(持分に見合う額)及び利益剰            余金等(持分に見合う額)は、い            ずれも連結財務諸表に重要な影            響を及ぼしていないためあり            ます。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社数 1社 南京南大騰龍軟件有限公司</p> <p>(2)</p>	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社数 1社 同左</p> <p>(2)</p>	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社数 3社 Justsystems Canada Holding Inc. Justsystems Canada Inc. 南京南大騰龍軟件有限公司 Justsystems Canada Holding Inc.及びJustsystems Canada Inc.は、当連結会計年度において新規設立に伴う出資を行ったため持分法適用会社を含めております。</p> <p>(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</p>
3. 連結子会社の中間決算日（決算日）等に関する事項	<p>連結子会社のうち騰龍計算機軟件（上海）有限公司、大連佳思騰軟件有限公司の中間決算日は6月末日、JUSTSYSTEM, Inc.、CLAIRVOYANCE CORPORATIONの中間決算日は8月末日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては、同中間決算日現在の財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社のうち、騰龍計算機軟件（上海）有限公司及び大連佳思騰軟件有限公司の中間決算日は6月末日、Justsystems US Holding, Inc.、Justsystems, Inc.、CLAIRVOYANCE CORPORATION、Justsystems Canada Holding Inc.及びJustsystems Canada Inc.の中間決算日は8月末日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては、同中間決算日現在の財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社のうち、騰龍計算機軟件（上海）有限公司及び大連佳思騰軟件有限公司の決算日は12月末日、Justsystems US Holding, Inc.、Justsystems, Inc.、CLAIRVOYANCE CORPORATIONの決算日は2月末日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 親会社及び国内連結子会社 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p>	<p>有価証券 親会社及び国内連結子会社 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p>	<p>有価証券 親会社及び国内連結子会社 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>在外連結子会社 所在地国の会計基準の規定に基づく評価方法</p> <p>たな卸資産 主として総平均法による原価法 有形固定資産及び投資不動産 親会社及び国内連結子会社 定率法 なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物及び構築物 10～65年 工具器具備品 2～20年</p> <p>在外連結子会社 所在地国の会計基準の規定に基づく定額法</p> <p>無形固定資産 親会社及び国内連結子会社 ソフトウェア 市場販売目的のパッケージソフトウェア制作費については、見込販売可能期間(デスクトップ製品：18ヶ月、システム製品：36ヶ月)における見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p> <p>その他の無形固定資産 定額法</p>	<p>時価のないもの 同左</p> <p>投資事業組合への出資 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によってあります。</p> <p>在外連結子会社 同左</p> <p>たな卸資産 同左</p> <p>有形固定資産 親会社及び国内連結子会社 同左</p> <p>在外連結子会社 同左</p> <p>無形固定資産 親会社及び国内連結子会社 ソフトウェア 市場販売目的のパッケージソフトウェア制作費については、見込販売可能期間(デスクトップ製品：18ヶ月、システム製品：15～36ヶ月)における見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p> <p>その他の無形固定資産 同左</p>	<p>時価のないもの 同左</p> <p>在外連結子会社 同左</p> <p>たな卸資産 同左</p> <p>有形固定資産及び投資不動産 親会社及び国内連結子会社 同左</p> <p>在外連結子会社 同左</p> <p>無形固定資産 親会社及び国内連結子会社 ソフトウェア 市場販売目的のパッケージソフトウェア制作費については、見込販売可能期間(デスクトップ製品：18ヶ月、システム製品：36ヶ月)における見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p> <p>その他の無形固定資産 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>在外連結子会社 所在地国の会計基準の規定に基づく定額法</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 親会社及び国内連結子会社は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。</p>	<p>在外連結子会社 所在地国の会計基準の規定に基づく定額法 なお、米国連結子会社が計上する「のれん」については、所在地国の会計基準に従い、減損の判定を実施し、減損が発生している場合には帳簿価額を減額することとしております。</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。</p>	<p>在外連結子会社 所在地国の会計基準の規定に基づく定額法</p> <p>繰延資産 新株予約権発行費 支出時の費用として処理しております。</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>当中間連結会計期間より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第3号平成17年3月16日)及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用しております。これにより当中間連結会計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失はそれぞれ4,031千円減少しております。</p>		<p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第3号平成17年3月16日)及び「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用しております。これにより当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ8,063千円減少しております。</p>
(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定並びに少数株主持分に含めております。</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定並びに少数株主持分に含めております。</p>
(5) 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
(6) 重要なヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段 為替予約</p> <p>ヘッジ対象 外貨建未払金 外貨建予定取引</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>デリバティブ取引は親会社でのみ実施しておりますが、将来の為替変動によるリスク回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。</p>	<p>ヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>同左</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>同左</p>	<p>ヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>同左</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(7) その他(中間)連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。 法人税及び住民税並びに事業税の課税所得の算定について親会社及び国内連結子会社の課税所得の算定に当たり、当連結会計年度に含まれる事業年度の利益処分において取り崩すことを予定しているプログラム準備金及び特別償却準備金の額を課税所得に反映させております。 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用し、仮払消費税等及び仮受消費税等を相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	ヘッジ有効性評価の方法 同左  法人税及び住民税並びに事業税の課税所得の算定について課税所得の算定に当たり、当連結会計年度において取り崩すことを予定しているプログラム準備金及び特別償却準備金の額を課税所得に反映させております。  消費税等の会計処理方法 同左	ヘッジ有効性評価の方法 同左        消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。
5.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準)  当中間連結会計期間より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に係る意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税金等調整前中間純損失が876,990千円増加しております。 なお、減損損失累計額については、改正後の中間連結財務諸表規則に基づき当該各資産の金額から直接控除しております。	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)  当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は、14,496,602千円であります。なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。	(固定資産の減損に係る会計基準)  当連結会計年度より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に係る意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税金等調整前当期純損失が876,990千円増加しております。 なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき当該各資産の金額から直接控除しております。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間において独立掲記しておりました「投資不動産」(当中間連結会計期間末残高171,241千円)は、資産の総額の100分5以下となったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示することといたしました。</p>	

[次へ](#)

注記事項

( 中間連結貸借対照表関係 )

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度 (平成18年3月31日)																										
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 6,486,506千円</p> <p>2 短期借入金628,000千円(1年内返済予定の長期借入金628,000千円を含む)及び長期借入金3,553,000千円に対して下記の資産を担保に供しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">4,010,420千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">3,409,893千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資その他の資産</td> <td style="text-align: right;">162,010千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">(投資不動産)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,582,324千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記借入金のうち、日本政策投資銀行からの長期借入金300,000千円(1年内返済予定の長期借入金100,000千円含む)に対しては、親会社のプログラム著作物であるATOK16、ATOK17及びATOK2005についても質権が設定されております。</p> <p>プログラム著作物は、評価額の算定が困難であるため、金額の記載を省略しております。</p>	建物及び構築物	4,010,420千円	土地	3,409,893千円	投資その他の資産	162,010千円	その他		(投資不動産)		計	7,582,324千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 6,677,826千円</p> <p>2 短期借入金532,000千円(1年内返済予定の長期借入金532,000千円を含む)及び長期借入金2,541,000千円に対して下記の資産を担保に供しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">3,869,541千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">3,409,893千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,279,434千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記借入金のうち、日本政策投資銀行からの長期借入金200,000千円(1年内返済予定の長期借入金100,000千円含む)に対しては、親会社のプログラム著作物であるATOK16、ATOK17、ATOK2005及びATOK2006についても質権が設定されております。</p> <p>プログラム著作物は、評価額の算定が困難であるため、金額の記載を省略しております。</p>	建物及び構築物	3,869,541千円	土地	3,409,893千円	計	7,279,434千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 6,637,920千円</p> <p>2 短期借入金536,000千円(1年内返済予定の長期借入金536,000千円を含む)及び長期借入金2,907,000千円に対して下記の資産を担保に供しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">3,938,719千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">3,409,893千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資不動産</td> <td style="text-align: right;">161,351千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,509,963千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記借入金のうち、日本政策投資銀行からの長期借入金250,000千円に対しては、親会社のプログラム著作物であるATOK16、ATOK17、ATOK2005及びATOK2006についても質権が設定されております。</p> <p>プログラム著作物は、評価額の算定が困難であるため、金額の記載を省略しております。</p>	建物及び構築物	3,938,719千円	土地	3,409,893千円	投資不動産	161,351千円	計	7,509,963千円
建物及び構築物	4,010,420千円																											
土地	3,409,893千円																											
投資その他の資産	162,010千円																											
その他																												
(投資不動産)																												
計	7,582,324千円																											
建物及び構築物	3,869,541千円																											
土地	3,409,893千円																											
計	7,279,434千円																											
建物及び構築物	3,938,719千円																											
土地	3,409,893千円																											
投資不動産	161,351千円																											
計	7,509,963千円																											
<p>3 資本剰余金には、海外連結子会社のJUSTSYSTEM Inc.が当社株主より、同社の自己資本増強を目的として贈与を受けた当社株式を当中間連結会計期間中に売却した取引について、米国会計基準に基づき処理したことによるものが、320,171千円含まれております。</p>	<p>3</p>	<p>3</p>																										
<p>4 親会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">3,000,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,000,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	3,000,000千円	借入実行残高	-千円	差引額	3,000,000千円	<p>4 親会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">3,000,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,000,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	3,000,000千円	借入実行残高	-千円	差引額	3,000,000千円	<p>4 親会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">3,000,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,000,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	3,000,000千円	借入実行残高	-千円	差引額	3,000,000千円								
当座貸越極度額の総額	3,000,000千円																											
借入実行残高	-千円																											
差引額	3,000,000千円																											
当座貸越極度額の総額	3,000,000千円																											
借入実行残高	-千円																											
差引額	3,000,000千円																											
当座貸越極度額の総額	3,000,000千円																											
借入実行残高	-千円																											
差引額	3,000,000千円																											

( 中間連結損益計算書関係 )

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																								
<p>1 パートナーシップ利益は、米国連結子会社が出資する投資事業組合の含み益について、米国の会計基準に基づき当社持分相当額を収益計上したものであります。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4 固定資産除却損のうち、主なものは工具器具備品の除却によるものであります。</p> <p>5 減損損失 当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">徳島市</td> <td style="text-align: center;">賃貸不動産</td> <td style="text-align: center;">土地及び建物等</td> <td style="text-align: right;">754,878千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">徳島市他</td> <td style="text-align: center;">駐車場等</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: right;">122,111千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失の算定に当たっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行い、賃貸不動産及び遊休資産については個別物件単位で、事業用資産については管理会計上の区分にてグルーピングを行いました。賃貸不動産について将来的なキャッシュ・フローが簿価を下回っており売却を予定しているもの、及び駐車場等のうち遊休資産で地価が下落しており今後の利用見込みのないものについて減損損失を認識いたしました。</p> <p>なお、賃貸不動産については売却見込額を、また遊休資産については不動産鑑定評価に基づく正味売却価額等を回収可能価額として評価しております。</p>	地区	用途	種類	減損損失	徳島市	賃貸不動産	土地及び建物等	754,878千円	徳島市他	駐車場等	土地	122,111千円	<p>1</p> <p>2 パートナーシップ損失は、米国連結子会社が出資する投資事業組合の含み損について、米国の会計基準に基づき当社持分相当額を費用計上したものであります。</p> <p>3 固定資産売却益は、投資不動産の売却によるものであります。</p> <p>4 同左</p> <p>5</p>	<p>1 パートナーシップ利益は、米国連結子会社が出資する投資事業組合の含み益について、米国の会計基準に基づき当社持分相当額を収益計上したものであります。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4 同左</p> <p>5 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">徳島市</td> <td style="text-align: center;">賃貸不動産</td> <td style="text-align: center;">土地及び建物等</td> <td style="text-align: right;">754,878千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">徳島市他</td> <td style="text-align: center;">駐車場等</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: right;">122,111千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失の算定に当たっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行い、賃貸不動産及び遊休資産については個別物件単位で、事業用資産については管理会計上の区分にてグルーピングを行いました。賃貸不動産について将来的なキャッシュ・フローが簿価を下回っており売却を予定しているもの、及び駐車場等のうち遊休資産で地価が下落しており今後の利用見込みのないものについて減損損失を認識いたしました。</p> <p>なお、賃貸不動産については売却見込額を、また遊休資産については不動産鑑定評価に基づく正味売却価額等を回収可能価額として評価しております。</p>	地区	用途	種類	減損損失	徳島市	賃貸不動産	土地及び建物等	754,878千円	徳島市他	駐車場等	土地	122,111千円
地区	用途	種類	減損損失																							
徳島市	賃貸不動産	土地及び建物等	754,878千円																							
徳島市他	駐車場等	土地	122,111千円																							
地区	用途	種類	減損損失																							
徳島市	賃貸不動産	土地及び建物等	754,878千円																							
徳島市他	駐車場等	土地	122,111千円																							

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
6	6 当社グループの業績は季節的変動があり、売上高は第4四半期に偏っているのに対し、費用面では金額の大部分を占める人件費・減価償却費・業務委託費等といった費用は、売上高の多寡にかかわらず毎月発生する費用であるため、上半期の売上高に対する費用負担が大きくなっており、そのため、上半期の業績は赤字になる傾向があります。	6

( 中間連結剰余金計算書関係 )

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 海外子会社のJUSTSYSTEM, Inc. が保有する当社株式を売却した取引について、在米子会社の会計基準に基づき処理を行ったことによる資本剰余金の減少高であります。	1	1 海外連結子会社のJUSTSYSTEMS, Inc. (現社名 Justsystems US Holding, Inc.) が当社株主より贈与を受けて保有しておりました当社株式を、当期において同社が全株売却したことによる減少であります。なお、当該株式については、米国会計基準に基づき処理したことにより512,500千円資本剰余金及び自己株式としてそれぞれ計上しており、売却時の円換算額との差額を「連結子会社が保有する親会社株式の売却に伴う減少」に記載しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (株)	当中間連結会計期 間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	31,305,800	6,300	-	31,312,100
合計	31,305,800	6,300	-	31,312,100
自己株式				
普通株式	1,000,280	-	-	1,000,280
合計	1,000,280	-	-	1,000,280

(注)発行済株式数の増加6,300株は、ストック・オプションの権利行使に伴う新株発行による増加であります。

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増 加	当中間連結 会計期間減 少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	第3回新株予約権	普通株式	1,200,000	-	-	1,200,000	36,780
	第4回新株予約権	普通株式	600,000	-	-	600,000	18,390
	合計	-	1,800,000	-	-	1,800,000	55,170

(注)1.新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2.上表の新株予約権は、平成18年12月25日付で消却しております。

なお、詳細につきましては、「重要な後発事象」に記載しております。

3.配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	90,916	3	平成18年3月31日	平成18年6月23日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 8,455,679千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 -千円 現金及び現金同等物 8,455,679千円	現金及び預金 5,430,115千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 -千円 現金及び現金同等物 5,430,115千円	現金及び預金 6,378,106千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 -千円 現金及び現金同等物 6,378,106千円

次へ

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具器具 備品 (千円)</th> <th>有形固定 資産その 他 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>613,314</td> <td>4,110</td> <td>617,424</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>460,194</td> <td>959</td> <td>461,153</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>153,119</td> <td>3,151</td> <td>156,270</td> </tr> </tbody> </table>		工具器具 備品 (千円)	有形固定 資産その 他 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	613,314	4,110	617,424	減価償却累計額相当額	460,194	959	461,153	中間期末残高相当額	153,119	3,151	156,270	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具器具 備品 (千円)</th> <th>有形固定 資産その 他 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>387,706</td> <td>4,110</td> <td>391,816</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>264,646</td> <td>1,712</td> <td>266,358</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>123,060</td> <td>2,397</td> <td>125,457</td> </tr> </tbody> </table>		工具器具 備品 (千円)	有形固定 資産その 他 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	387,706	4,110	391,816	減価償却累計額相当額	264,646	1,712	266,358	中間期末残高相当額	123,060	2,397	125,457	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具器具 備品 (千円)</th> <th>有形固定 資産その 他 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>385,497</td> <td>4,110</td> <td>389,607</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>243,280</td> <td>1,370</td> <td>244,650</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>142,216</td> <td>2,740</td> <td>144,956</td> </tr> </tbody> </table>		工具器具 備品 (千円)	有形固定 資産その 他 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	385,497	4,110	389,607	減価償却累計額相当額	243,280	1,370	244,650	期末残高相当額	142,216	2,740	144,956
	工具器具 備品 (千円)	有形固定 資産その 他 (千円)	合計 (千円)																																															
取得価額相当額	613,314	4,110	617,424																																															
減価償却累計額相当額	460,194	959	461,153																																															
中間期末残高相当額	153,119	3,151	156,270																																															
	工具器具 備品 (千円)	有形固定 資産その 他 (千円)	合計 (千円)																																															
取得価額相当額	387,706	4,110	391,816																																															
減価償却累計額相当額	264,646	1,712	266,358																																															
中間期末残高相当額	123,060	2,397	125,457																																															
	工具器具 備品 (千円)	有形固定 資産その 他 (千円)	合計 (千円)																																															
取得価額相当額	385,497	4,110	389,607																																															
減価償却累計額相当額	243,280	1,370	244,650																																															
期末残高相当額	142,216	2,740	144,956																																															
未経過リース料中間期末残高相当額	未経過リース料中間期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>93,425千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>62,844千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>156,270千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	93,425千円	1年超	62,844千円	合計	156,270千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>66,432千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>59,025千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>125,457千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	66,432千円	1年超	59,025千円	合計	125,457千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>82,084千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>62,872千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>144,956千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	82,084千円	1年超	62,872千円	合計	144,956千円																														
1年内	93,425千円																																																	
1年超	62,844千円																																																	
合計	156,270千円																																																	
1年内	66,432千円																																																	
1年超	59,025千円																																																	
合計	125,457千円																																																	
1年内	82,084千円																																																	
1年超	62,872千円																																																	
合計	144,956千円																																																	
なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。	同左	なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。																																																
支払リース料及び減価償却費相当額	支払リース料及び減価償却費相当額	支払リース料及び減価償却費相当額																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>71,406千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>71,406千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	71,406千円	減価償却費相当額	71,406千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>46,667千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>46,667千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	46,667千円	減価償却費相当額	46,667千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>128,840千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>128,840千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	128,840千円	減価償却費相当額	128,840千円																																				
支払リース料	71,406千円																																																	
減価償却費相当額	71,406千円																																																	
支払リース料	46,667千円																																																	
減価償却費相当額	46,667千円																																																	
支払リース料	128,840千円																																																	
減価償却費相当額	128,840千円																																																	
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法																																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左	同左																																																
オペレーティング・リース取引 (借主側)	オペレーティング・リース取引 (借主側)	オペレーティング・リース取引 (借主側)																																																
未経過リース料	未経過リース料	未経過リース料																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>19,275千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>5,510千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,785千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	19,275千円	1年超	5,510千円	合計	24,785千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>43,162千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>241,026千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>284,188千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	43,162千円	1年超	241,026千円	合計	284,188千円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>27,135千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>33,887千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>61,022千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	27,135千円	1年超	33,887千円	合計	61,022千円																														
1年内	19,275千円																																																	
1年超	5,510千円																																																	
合計	24,785千円																																																	
1年内	43,162千円																																																	
1年超	241,026千円																																																	
合計	284,188千円																																																	
1年内	27,135千円																																																	
1年超	33,887千円																																																	
合計	61,022千円																																																	
(減損損失について)	(減損損失について)	(減損損失について)																																																
リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	同左	同左																																																

(有価証券関係)  
(前中間連結会計期間)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末(平成17年9月30日)		
	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1) 株式	169,767	495,734	325,966
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	100,000	94,200	5,800
(3) その他	366,913	385,287	18,373
合計	636,681	975,221	338,540

(注) 上記のほか、米国子会社の有する投資事業組合持分(中間連結貸借対照表計上額31,536千円)が投資有価証券に含まれております。当該投資事業組合持分については、米国会計基準に基づき時価による評価が行われており、当該評価損益は営業外収益の「パートナーシップ利益」に計上しております。

2. 時価評価されていない主な「有価証券」(上記1.を除く)

	前中間連結会計期間末(平成17年9月30日)	
	中間連結貸借対照表計上額(千円)	
その他有価証券		
非上場株式	204,941	

(当中間連結会計期間)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	当中間連結会計期間末(平成18年9月30日)		
	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1)株式	144,548	209,238	64,689
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	100,000	98,090	1,910
(3)その他	440,834	471,872	31,037
合計	685,383	779,200	93,817

(注) 上記のほか、米国子会社の有する投資事業組合持分(中間連結貸借対照表計上額35,685千円)が投資有価証券に含まれております。当該投資事業組合持分については、米国会計基準に基づき時価による評価が行われており、当該評価損益は営業外費用の「パートナーシップ損失」に計上しております。

2. 時価評価されていない主な「有価証券」(上記1.を除く)

	当中間連結会計期間末(平成18年9月30日)	
	中間連結貸借対照表計上額(千円)	
その他有価証券		
非上場株式	189,710	

(前連結会計年度)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	前連結会計年度末(平成18年3月31日)		
	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1)株式	129,647	287,691	158,043
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	100,000	102,250	2,250
(3)その他	443,853	475,319	31,466
合計	673,501	865,261	191,759

(注) 上記のほか、米国子会社の有する投資事業組合持分(連結貸借対照表計上額36,960千円)が投資有価証券に含まれております。当該投資事業組合持分については、米国会計基準に基づき時価による評価が行われており、当該評価損益は営業外収益の「パートナーシップ利益」に計上しております。

2. 時価評価されていない主な「有価証券」(上記1.を除く)

	前連結会計年度末(平成18年3月31日)
	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	205,672

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成17年9月30日)においてデリバティブ取引はないため、該当事項はありません。  
当中間連結会計期間末(平成18年9月30日)においてデリバティブ取引はないため、該当事項はありません。  
前連結会計年度末(平成18年3月31日)においてデリバティブ取引はないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)  
該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

当社グループの事業区分はソフトウェア関連事業のみであるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

当社グループの事業区分はソフトウェア関連事業のみであるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

当社グループの事業区分はソフトウェア関連事業のみであるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)、前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)において、全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%超であるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)、前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)において、連結売上高に占める「海外売上高」の割合が10%未満のため、記載を省略しております。

( 1株当たり情報 )

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額 513円88銭 1株当たり中間純損失金額 36円80銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載を省略しております。	1株当たり純資産額 478円25銭 1株当たり中間純損失金額 38円02銭 同左	1株当たり純資産額 519円91銭 1株当たり当期純損失金額 30円65銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

(注) 1株当たり中間(当期)純損益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純損失金額			
中間(当期)純損失(千円)	1,120,232	1,152,216	930,708
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純損失(千円)	1,120,232	1,152,216	930,708
期中平均株式数(株)	30,438,349	30,307,377	30,359,409
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額	-	-	-
普通株式増加数(株)	-	-	-
(うち新株予約権)	-	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(新株予約権の目的となる株式の数123,600株)。商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数771,300株)。これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の目的となる株式の数1,834,500株)。これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の株式の数1,834,500株)。これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1. 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	-	14,603,411	-
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-	106,809	-
(うち少数株主持分)	-	(51,639)	-
(うち新株予約権)	-	(55,170)	-
普通株式に係る中間期末(期末)の純 資産額(千円)	-	14,496,602	-
1株当たりの純資産額の算定に用いら れた中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	-	30,311,820	-

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(新株予約権の発行)

平成18年12月8日開催の当社取締役会において、第三者割当の方法による第6回および第7回新株予約権の発行を決議しました。その概要は次のとおりであります。

1. 募集新株予約権の名称

株式会社ジャストシステム第6回新株予約権(以下、「第6回新株予約権」という。)

株式会社ジャストシステム第7回新株予約権(以下、「第7回新株予約権」という。)

2. 割当予定先

第6回新株予約権 大和証券エスエムピーシー株式会社

第7回新株予約権 メリルリンチ日本証券株式会社

3. 発行した新株予約権の数

第6回新株予約権 2,100個

第7回新株予約権 900個

4. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

第6回新株予約権 当社普通株式 2,100,000株

第7回新株予約権 当社普通株式 900,000株

5. 本新株予約権の払込金額の総額

第6回新株予約権 36,514千円

第7回新株予約権 15,649千円

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額

第6回新株予約権 4,381,650千円

第7回新株予約権 1,877,850千円

7. 行使時の払込金額

行使時の払込金額は、当初2,086.5円とする。ただし、以下に従い、修正または調整される。

1 行使価額の修正

(1) 平成18年12月27日以降、行使価額は、各新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の前日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、売買高加重平均価格の算出されない日は除く。以下「時価算定期間」という。)の株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。

(2) 前号にかかわらず、当社は、当社取締役会が、資金調達のために必要と認めて、次号に従って行使価額が修正される旨を決議した場合には、かかる決議の日の本新株予約権者に対してその旨および修正開始日(以下に定義する。)を通知したうえで、かかる決議の翌営業日(以下「修正開始日」という。)以降、次号に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定することができる。修正開始日は、平成18年12月27日以降に到来する日とする。

(3) 修正開始日以降、行使価額は、時価算定期間のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買

高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に修正される。

- (4) 前号にかかわらず、平成20年11月25日以降、行使価額は本項(1)号に定める修正後行使価額に修正される。
- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号にかかわらず、別記「11. 自己新株予約権の取得事由および消却の条件」欄の各項に従って本新株予約権の全部が取得される場合、取得のための公告または通知がなされた日のいずれか早い日の翌々営業日以降、行使価額は、ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の105%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に修正される。
- (6) 本項第(1)号、第(3)号および前号に定める修正後の行使価額の算出において、(i)時価算定期間内に本欄第2項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該時価算定期間内のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されるものとし、( )かかる算出の結果得られた金額が834.6円（以下「下限行使価額」という。ただし、本欄第2項による調整を受ける。）を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

## 2 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{1株当たりの} \cdot \text{処分株式数} \times \text{発行} \cdot \text{処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。以下、「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正後の取得価額等が当該下方修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正後の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記( )による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整前行使価額により当該調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

本項第(2)号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

## 8. 新株予約権の割当日及び払込期日

平成18年12月25日

## 9. 新株予約権の行使期間

平成18年12月25日から平成20年12月25日まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

## 10. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れる額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

### 11. 自己新株予約権の取得および消却

- 1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり13,910円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。
- 2 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり13,910円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- 3 当社は、本新株予約権の発行後、5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、本新株予約権1個当たり金13,910円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記5連続取引日の間に別記「行使時の払込金額」欄第2項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該5連続取引日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本項の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。

### 12. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 13. 資金の使途

xfy事業における事業資金に充当する予定である。

なお、当社は、各割当予定先との間で、有価証券届出書の効力発生後、下記の内容を含むファシリティ契約を締結する。ファシリティ契約において、割当予定先は、平成18年12月25日以降平成20年11月21日までの期間（以下「ファシリティ期間」という。）においては、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の行使期間内であっても、ファシリティ契約の規定に従って行使する場合のほか、本新株予約権を行使しないことに合意する。

当社は、ファシリティ契約の規定に従い、取締役会の決議により、随時、何回でも、割当予定先が本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使可能期間」という。）および当該行使可能期間中に割当先が行使することのできる本新株予約権の個数（以下「行使可能個数」という。）を定めることができる。割当予定先は、行使可能期間中に限り、行使可能個数を上限として、本新株予約権を行使することができる。当社は、行使可能期間および行使可能個数を定めたときには、当該行使可能期間の初日（以下「行使可能期間開始日」という。）の前取引日（株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」という。）の取引日をいう。以下同じ。）までに、行使可能期間開始日、行使可能期間の末日（以下「行使可能期間終了日」という。）および行使可能個数を指定し、割当予定先に通知する（かかる通知を以下「行使可能通知」という。）。但し、1回の行使可能通知に定める行使可能個数は、別段の合意をする場合を除き、100個（その時点で残存する本新株予約権の個数が100個未満の場合は、当該残存個数）を下回ってはならない。また、いずれの行使可能期間開始日も、平成18年12月25日以降に到来する日とし、いずれの行使可能期間終了日も、平成20年11月21日以前に到来する日で、かつ行使可能期間開始日の5取引日後以降の日に到来する取引日とする。

当社は、取締役会の決議を経た上で、割当予定先に対し、撤回通知を交付することにより、その時点で未行使の行使可能個数が残存する行使可能通知を撤回することができる。但し、当該行使可能通知に係る残存行使可能期間が7取引日未満である場合は、これを撤回してはならない。当該行使可能通知は、撤回通知に記載された失効日をもって効力を失う。かかる失効日は、撤回通知が行われた日（当日を含む。）から7取引日目以降の日とし、当社の取締役会がこれを定める。

当社は、既に行った行使可能通知に係る行使可能個数の本新株予約権の全部が行使され、または行使可能期間終了日が到来する前に、新たな行使可能通知（以下「新行使可能通知」という。）を行うことができる。但し、次に定める条件を満たすことを要する。新行使可能通知に係る行使可能期間開始日は、当該新行使可能通知が行われた日（当日を含む。）から7取引日目（それより前に既存の行使可能通知（以下「既存行使可能通知」という。）に係る行使可能期間終了日が到来する場合は、その翌日）以降の日とし、当社の取締役会がこれを定める。新行使可能通知に定める行使可能期間開始日より前に既存行使可能通知に係る行使可能個数の本新株予約権の全部が行使された場合、かかる行使の翌日まで新たな行使可能期間開始日を繰り上げるものとする（但し、当該新行使可能通知にその旨の記載がある場合に限る。）。新行使可能通知に定めた行使可能期間開始日

をもって、未行使の行使可能個数が残存する既存行使可能通知（もしあれば）は効力を失う。新行使可能通知は、既存行使可能通知に基づき、新たな行使可能期間開始日より前に行われた本新株予約権の行使の効力に影響を及ぼすものではない。新行使可能通知に定める行使可能個数が、当該新行使可能通知に係る行使可能期間開始日において未行使の本新株予約権全部の個数を上回る事となった場合には、当該新行使可能通知に係る行使可能個数は、かかる未行使の本新株予約権の個数とする。

当社は、行使可能通知の通知日時点において、当社にかかる業務等に関する未公表の重要事実が存在しないこと、当社およびその企業集団の財政状態または経営成績に重大な悪影響をもたらす事態が発生していないことを表明および保証する。また、当社は、行使可能通知および撤回通知を行った場合には、速やかにプレスリリースを行う。

(新株予約権の取得および消却)

平成18年12月8日開催の当社取締役会において、平成18年3月27日に発行いたしました第3回および第4回新株予約権について残存するすべてを取得および消却することを決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 取得および消却の理由

平成18年12月25日発行の第6回および第7回新株予約権の発行により、資金調達の機動性を確保するため、各新株予約権の発行要項および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令」(平成17年政令第367号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年12月25日に残存するすべての新株予約権を取得し、直ちに消却することといたしました。

2. 取得および消却する数

1,800個(第3回新株予約権 1,200個、第4回新株予約権 600個)

3. 取得価額

55,170千円(新株予約権1個当たり 30,650円)

4. 取得および消却日

平成18年12月25日

5. 消却後残存新株予約権

0個

前連結会計年度(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)

該当事項はありません。

(2)【その他】

特記事項はありません。

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1.現金及び預金		7,208,265		3,809,265		4,833,539	
2.受取手形		16,188		8,429		3,119	
3.売掛金		2,451,980		2,506,126		3,641,175	
4.たな卸資産		252,972		391,392		302,583	
5.繰延税金資産		265,260		267,581		284,635	
6.その他		160,412		204,410		250,458	
7.貸倒引当金		3,420		2,712		4,207	
流動資産合計		10,351,659	45.8	7,184,493	34.6	9,311,304	40.6
固定資産							
1.有形固定資産	1						
(1)建物	2	4,879,300		4,632,709		4,740,727	
(2)工具器具備品		233,231		234,393		220,021	
(3)土地	2	3,569,077		3,569,077		3,569,077	
(4)その他		401,225		357,855		377,955	
有形固定資産合計		9,082,835	40.2	8,794,036	42.4	8,907,782	38.9
2.無形固定資産							
(1)ソフトウェア		92,401		633,218		250,974	
(2)ソフトウェア仮 勘定		-		64,291		156,825	
(3)その他		8,139		6,380		7,500	
無形固定資産合計		100,541	0.4	703,890	3.4	415,300	1.8
3.投資その他の資産							
(1)投資有価証券		1,172,677		960,813		1,062,717	
(2)関係会社株式		494,304		1,892,304		1,892,304	
(3)前払年金費用		238,667		247,923		236,937	
(4)その他	2	1,226,118		1,017,397		1,153,816	
(5)貸倒引当金		72,102		53,502		53,402	
投資その他の資産 合計		3,059,665	13.6	4,064,936	19.6	4,292,373	18.7
固定資産合計		12,243,042	54.2	13,562,864	65.4	13,615,455	59.4
資産合計		22,594,701	100.0	20,747,357	100.0	22,926,759	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		296,235		335,698		457,049	
2. 短期借入金	3	400,000		400,000		400,000	
3. 一年内返済予定長期借入金	2	628,000		532,000		536,000	
4. 未払金		738,348		888,686		1,224,482	
5. 未払法人税等		40,230		34,091		43,831	
6. 賞与引当金		407,510		423,416		413,215	
7. その他		449,088		501,572		458,426	
流動負債合計		2,959,413	13.1	3,115,464	15.0	3,533,004	15.4
固定負債							
1. 長期借入金	2	3,553,000		2,541,000		2,907,000	
2. 繰延税金負債		535,673		173,312		695,443	
3. 退職給付引当金		466,765		499,322		474,175	
4. 新株予約権		-		-		55,170	
5. その他		8,737		5,473		8,655	
固定負債合計		4,564,176	20.2	3,219,108	15.5	4,140,444	18.1
負債合計		7,523,590	33.3	6,334,572	30.5	7,673,448	33.5
(資本の部)							
資本金							
資本剰余金							
1. 資本準備金		1,707,183		-		1,729,579	
2. その他資本剰余金		6,187,010		-		6,187,010	
資本剰余金合計		7,894,193	34.9	-	-	7,916,589	34.5
利益剰余金							
1. 任意積立金		3,380,824		-		3,380,823	
2. 中間(当期)未処理損失		2,493,070		-		2,267,996	
利益剰余金合計		887,753	3.9	-	-	1,112,827	4.9
その他有価証券評価差額金		201,634	0.9	-	-	114,212	0.5
自己株式		410,244	1.8	-	-	410,516	1.8
資本合計		15,071,110	66.7	-	-	15,253,310	66.5
負債・資本合計		22,594,701	100.0	-	-	22,926,759	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金		-	-	6,521,829	31.4	-	-
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		-	-	1,731,206	-	-	-
(2) その他資本剰余金		-	-	6,187,010	-	-	-
資本剰余金合計		-	-	7,918,216	38.2	-	-
3 利益剰余金							
その他利益剰余金							
(1) 任意積立金							
プログラム準備金		-	-	1,020,483	-	-	-
特別償却準備金		-	-	5,852	-	-	-
(2) 繰越利益剰余金		-	-	754,127	-	-	-
利益剰余金合計		-	-	272,208	1.3	-	-
4 自己株式		-	-	410,516	2.0	-	-
株主資本合計		-	-	14,301,737	68.9	-	-
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評 価差額金		-	-	55,877	0.3	-	-
評価・換算差額等合 計		-	-	55,877	0.3	-	-
新株予約権		-	-	55,170	0.3	-	-
純資産合計		-	-	14,412,785	69.5	-	-
負債純資産合計		-	-	20,747,357	100.0	-	-

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
売上高		4,793,967	100.0	5,111,367	100.0	12,116,267	100.0			
売上原価		1,290,730	26.9	1,523,846	29.8	3,091,494	25.5			
売上総利益		3,503,237	73.1	3,587,521	70.2	9,024,772	74.5			
販売費及び一般管理費		4,899,965	102.2	4,748,442	92.9	10,113,763	83.5			
営業損失		1,396,728	29.1	1,160,921	22.7	1,088,991	9.0			
営業外収益	1	173,169	3.6	53,754	1.1	249,934	2.0			
営業外費用	2	159,142	3.3	75,908	1.5	245,418	2.0			
経常損失		1,382,700	28.8	1,183,075	23.1	1,084,475	9.0			
特別利益	3	105,166	2.2	3,112	0.1	251,416	2.1			
特別損失	4,5	892,713	18.7	26,145	0.6	907,319	7.5			
税引前中間(当期)純損失		2,170,247	45.3	1,206,108	23.6	1,740,378	14.4			
法人税、住民税及び事業税		19,337		9,063		24,380				
法人税等調整額		871,542	852,204	17.8	465,469	456,405	8.9	671,789	647,409	5.4
中間(当期)純損失		1,318,042	27.5	749,702	14.7	1,092,968	9.0			
前期繰越損失		1,209,025		-		1,209,025				
利益準備金取崩額		33,998		-		33,998				
中間(当期)未処理損失		2,493,070		-		2,267,996				

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金				
				プログラム準備金	特別償却準備金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高 (千円)	6,520,198	1,729,579	6,187,010	3,367,147	13,676	2,267,996	410,516	15,139,098
中間会計期間中の変動額								
新株の発行	1,631	1,626						3,258
プログラム準備金取崩額 (注1)				1,494,956		1,494,956		-
特別償却準備金取崩額(注1)					5,308	5,308		-
剰余金の配当(注1)						90,916		90,916
プログラム準備金取崩額 (注2)				851,708		851,708		-
特別償却準備金取崩額(注2)					2,515	2,515		-
中間純損失						749,702		749,702
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)								-
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	1,631	1,626	-	2,346,664	7,824	1,513,868	-	837,361
平成18年9月30日 残高 (千円)	6,521,829	1,731,206	6,187,010	1,020,483	5,852	754,127	410,516	14,301,737

	評価・換算 差額等 その他有価 証券評価差 額金	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日 残高 (千円)	114,212	55,170	15,308,480
中間会計期間中の変動額			
新株の発行			3,258
プログラム準備金取崩額 (注1)			-
特別償却準備金取崩額(注1)			-
剰余金の配当(注1)			90,916
プログラム準備金取崩額 (注2)			-
特別償却準備金取崩額(注2)			-
中間純損失			749,702
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	58,334	-	58,334
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	58,334	-	895,695
平成18年9月30日 残高 (千円)	55,877	55,170	14,412,785

- (注) 1. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。  
2. 当中間会計期間末における取崩項目であります。

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>商品、製品、主要材料 総平均法による原価法</p> <p>副材料、貯蔵品 最終仕入原価法</p> <p>仕掛品 個別法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>投資事業組合への出資 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によってあります。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>商品、製品、主要材料 同左</p> <p>副材料、貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産及び投資不動産 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。</p> <p>建物 10～65年 工具器具備品 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア</p> <p>市場販売目的のパッケージソフトウェア制作費については、見込販売可能期間(デスクトップ製品：18ヶ月、システム製品：36ヶ月)における見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。</p> <p>自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア</p> <p>市場販売目的のパッケージソフトウェア制作費については、見込販売可能期間(デスクトップ製品：18ヶ月、システム製品：15～36ヶ月)における見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。</p> <p>自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産及び投資不動産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア</p> <p>市場販売目的のパッケージソフトウェア制作費については、見込販売可能期間(デスクトップ製品：18ヶ月、システム製品：36ヶ月)における見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。</p> <p>自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>その他の無形固定資産 定額法</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理することとしております。</p> <p>(会計方針の変更) 当中間会計期間より「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用しております。これにより当中間会計期間の営業損失、経常損失及び税引前中間純損失はそれぞれ4,031千円減少しております。</p>	<p>その他の無形固定資産 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理することとしております。</p>	<p>その他の無形固定資産 同左</p> <p>(3) 繰延資産 新株予約権発行費 支出時の費用として処理しております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度より「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第3号 平成17年3月16日）及び「「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日）を適用しております。これにより当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ8,063千円減少しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約 ヘッジ対象 外貨建未払金 外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 デリバティブ取引は、将来の為替変動によるリスク回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価の方法 同左</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価の方法 同左</p>
7. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 法人税及び住民税並びに事業税の課税所得の算定について課税所得の算定に当たり、当事業年度の利益処分において取り崩すことを予定しているプログラム準備金及び特別償却準備金の額を課税所得に反映させております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用し、仮払消費税等及び仮受消費税等を相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(1) 法人税及び住民税並びに事業税の課税所得の算定について課税所得の算定に当たり、当事業年度において取り崩すことを予定しているプログラム準備金及び特別償却準備金の額を課税所得に反映させております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理方法 同左</p>	<p>(1) 法人税及び住民税並びに事業税の課税所得の算定について課税所得の算定に当たり、当事業年度において取り崩すことを予定しているプログラム準備金及び特別償却準備金の額を課税所得に反映させております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当中間会計期間より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に係る意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税引前中間純損失が876,990千円増加しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき当該各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来資本の部の合計に相当する金額は、14,357,615千円でありました。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当事業年度より固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に係る意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税引前当期純損失が876,990千円増加しております。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき当該各資産の金額から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間において独立掲記しておりました「投資不動産」(当中間会計期間末残高171,241千円)は、資産の総額の100分5以下となったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示することといたしました。</p>	

[次へ](#)

注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)																										
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 6,398,825千円</p> <p>2 一年内返済予定長期借入金628,000千円及び長期借入金3,553,000千円に対して下記の資産を担保に供しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">建物</td> <td style="text-align: right;">4,010,420千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">3,409,893千円</td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産</td> <td style="text-align: right;">162,010千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">( 投資不動産 )</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">7,582,324千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記借入金のうち、日本政策投資銀行からの長期借入金300,000千円(1年内返済予定の長期借入金100,000千円含む)に対しては、当社のプログラム著作物であるATOK16、ATOK17及びATOK2005についても質権が設定されております。プログラム著作物は、評価額の算定が困難であるため、金額の記載を省略しております。</p>	建物	4,010,420千円	土地	3,409,893千円	投資その他の資産	162,010千円	その他		( 投資不動産 )		計	7,582,324千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 6,574,838千円</p> <p>2 一年内返済予定長期借入金532,000千円及び長期借入金2,541,000千円に対して下記の資産を担保に供しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">建物</td> <td style="text-align: right;">3,869,541千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">3,409,893千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">7,279,434千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記借入金のうち、日本政策投資銀行からの長期借入金200,000千円(1年内返済予定の長期借入金100,000千円含む)に対しては、当社のプログラム著作物であるATOK16、ATOK17、ATOK2005及びATOK2006についても質権が設定されております。プログラム著作物は、評価額の算定が困難であるため、金額の記載を省略しております。</p>	建物	3,869,541千円	土地	3,409,893千円	計	7,279,434千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 6,543,987千円</p> <p>2 一年内返済予定長期借入金536,000千円及び長期借入金2,907,000千円に対して下記の資産を担保に供しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">建物</td> <td style="text-align: right;">3,938,719千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">3,409,893千円</td> </tr> <tr> <td>投資不動産</td> <td style="text-align: right;">161,351千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">7,509,963千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記借入金のうち、日本政策投資銀行からの長期借入金250,000千円に対しては、当社のプログラム著作物であるATOK16、ATOK17、ATOK2005及びATOK2006についても質権が設定されております。プログラム著作物は、評価額の算定が困難であるため、金額の記載を省略しております。</p>	建物	3,938,719千円	土地	3,409,893千円	投資不動産	161,351千円	計	7,509,963千円
建物	4,010,420千円																											
土地	3,409,893千円																											
投資その他の資産	162,010千円																											
その他																												
( 投資不動産 )																												
計	7,582,324千円																											
建物	3,869,541千円																											
土地	3,409,893千円																											
計	7,279,434千円																											
建物	3,938,719千円																											
土地	3,409,893千円																											
投資不動産	161,351千円																											
計	7,509,963千円																											
<p>3 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">3,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">3,000,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	3,000,000千円	借入実行残高	- 千円	差引額	3,000,000千円	<p>3 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">3,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">3,000,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	3,000,000千円	借入実行残高	- 千円	差引額	3,000,000千円	<p>3 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">当座貸越極度額の総額</td> <td style="text-align: right;">3,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">3,000,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額の総額	3,000,000千円	借入実行残高	- 千円	差引額	3,000,000千円								
当座貸越極度額の総額	3,000,000千円																											
借入実行残高	- 千円																											
差引額	3,000,000千円																											
当座貸越極度額の総額	3,000,000千円																											
借入実行残高	- 千円																											
差引額	3,000,000千円																											
当座貸越極度額の総額	3,000,000千円																											
借入実行残高	- 千円																											
差引額	3,000,000千円																											

( 中間損益計算書関係 )

前中間会計期間 ( 自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日 )				当中間会計期間 ( 自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日 )				前事業年度 ( 自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日 )			
1 営業外収益の主要項目				1 営業外収益の主要項目				1 営業外収益の主要項目			
受取利息 1,803千円				受取利息 5,284千円				受取利息 6,181千円			
受取賃貸料 122,159千円				受取賃貸料 24,730千円				受取賃貸料 159,198千円			
2 営業外費用の主要項目				2 営業外費用の主要項目				2 営業外費用の主要項目			
支払利息 43,974千円				支払利息 30,681千円				支払利息 77,772千円			
賃貸費用 86,905千円				賃貸費用 17,792千円				賃貸費用 115,333千円			
3 特別利益の主要項目				3				3 特別利益の主要項目			
投資有価証券売却益 99,594千円								投資有価証券売却益 240,067千円			
4 特別損失の主要項目				4 特別損失の主要項目				4 特別損失の主要項目			
減損損失 876,990千円				固定資産除却損 10,201千円 投資有価証券評価損 15,843千円				減損損失 876,990千円			
5 減損損失 当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。				5				5 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。			
地区	用途	種類	減損損失	地区	用途	種類	減損損失	地区	用途	種類	減損損失
徳島市	賃貸不動産	土地及び建物等	754,878千円	徳島市	賃貸不動産	土地及び建物等	754,878千円	徳島市	賃貸不動産	土地及び建物等	754,878千円
徳島市他	駐車場等	土地	122,111千円	徳島市他	駐車場等	土地	122,111千円	徳島市他	駐車場等	土地	122,111千円
減損損失の算定に当たっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行い、賃貸不動産及び遊休資産については個別物件単位で、事業用資産については管理会計上の区分にてグルーピングを行いました。賃貸不動産について将来的なキャッシュ・フローが簿価を下回っており売却を予定しているもの、及び駐車場等のうち遊休資産で地価が下落しており今後の利用見込みのないものについて減損損失を認識いたしました。								減損損失の算定に当たっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行い、賃貸不動産及び遊休資産については個別物件単位で、事業用資産については管理会計上の区分にてグルーピングを行いました。賃貸不動産について将来的なキャッシュ・フローが簿価を下回っており売却を予定しているもの、及び駐車場等のうち遊休資産で地価が下落しており今後の利用見込みのないものについて減損損失を認識いたしました。			
なお、賃貸不動産については売却見込額を、また遊休資産については不動産鑑定評価に基づく正味売却価額等を回収可能価額として評価しております。								なお、賃貸不動産については売却見込額を、また遊休資産については不動産鑑定評価に基づく正味売却価額等を回収可能価額として評価しております。			

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
6 減価償却実施額 有形固定資産 188,452千円 無形固定資産 112,413千円 投資その他の資産 その他 1,352千円 (投資不動産) 投資その他の資産 その他 2,757千円 (長期前払費用)	6 減価償却実施額 有形固定資産 170,136千円 無形固定資産 259,505千円 投資その他の資産 その他 2,254千円 (長期前払費用)	6 減価償却実施額 有形固定資産 377,415千円 無形固定資産 238,287千円 投資不動産 2,315千円 投資その他の資産 その他 5,432千円 (長期前払費用)

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(株)	当中間会計期間増 加株式数(株)	当中間会計期間減 少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	1,000,280	-	-	1,000,280
合計	1,000,280	-	-	1,000,280

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																														
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">工具器具 備品 (千円)</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">有形固定 資産その 他 (千円)</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">613,314</td> <td style="text-align: right;">4,110</td> <td style="text-align: right;">617,424</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">460,194</td> <td style="text-align: right;">959</td> <td style="text-align: right;">461,153</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">153,119</td> <td style="text-align: right;">3,151</td> <td style="text-align: right;">156,270</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">93,425千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">62,844千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">156,270千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">71,406千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">71,406千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>		工具器具 備品 (千円)	有形固定 資産その 他 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	613,314	4,110	617,424	減価償却累計額相当額	460,194	959	461,153	中間期末残高相当額	153,119	3,151	156,270	1年内	93,425千円	1年超	62,844千円	合計	156,270千円	支払リース料	71,406千円	減価償却費相当額	71,406千円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">工具器具 備品 (千円)</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">有形固定 資産その 他 (千円)</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">387,706</td> <td style="text-align: right;">4,110</td> <td style="text-align: right;">391,816</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">264,646</td> <td style="text-align: right;">1,712</td> <td style="text-align: right;">266,358</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">123,060</td> <td style="text-align: right;">2,397</td> <td style="text-align: right;">125,457</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">66,432千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">59,025千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">125,457千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">46,667千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">46,667千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>		工具器具 備品 (千円)	有形固定 資産その 他 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	387,706	4,110	391,816	減価償却累計額相当額	264,646	1,712	266,358	中間期末残高相当額	123,060	2,397	125,457	1年内	66,432千円	1年超	59,025千円	合計	125,457千円	支払リース料	46,667千円	減価償却費相当額	46,667千円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">工具器具 備品 (千円)</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">有形固定 資産その 他 (千円)</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">385,497</td> <td style="text-align: right;">4,110</td> <td style="text-align: right;">389,607</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">243,280</td> <td style="text-align: right;">1,370</td> <td style="text-align: right;">244,650</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">142,216</td> <td style="text-align: right;">2,740</td> <td style="text-align: right;">144,956</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">82,084千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">62,872千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">144,956千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">128,840千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">128,840千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>		工具器具 備品 (千円)	有形固定 資産その 他 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	385,497	4,110	389,607	減価償却累計額相当額	243,280	1,370	244,650	期末残高相当額	142,216	2,740	144,956	1年内	82,084千円	1年超	62,872千円	合計	144,956千円	支払リース料	128,840千円	減価償却費相当額	128,840千円
	工具器具 備品 (千円)	有形固定 資産その 他 (千円)	合計 (千円)																																																																													
取得価額相当額	613,314	4,110	617,424																																																																													
減価償却累計額相当額	460,194	959	461,153																																																																													
中間期末残高相当額	153,119	3,151	156,270																																																																													
1年内	93,425千円																																																																															
1年超	62,844千円																																																																															
合計	156,270千円																																																																															
支払リース料	71,406千円																																																																															
減価償却費相当額	71,406千円																																																																															
	工具器具 備品 (千円)	有形固定 資産その 他 (千円)	合計 (千円)																																																																													
取得価額相当額	387,706	4,110	391,816																																																																													
減価償却累計額相当額	264,646	1,712	266,358																																																																													
中間期末残高相当額	123,060	2,397	125,457																																																																													
1年内	66,432千円																																																																															
1年超	59,025千円																																																																															
合計	125,457千円																																																																															
支払リース料	46,667千円																																																																															
減価償却費相当額	46,667千円																																																																															
	工具器具 備品 (千円)	有形固定 資産その 他 (千円)	合計 (千円)																																																																													
取得価額相当額	385,497	4,110	389,607																																																																													
減価償却累計額相当額	243,280	1,370	244,650																																																																													
期末残高相当額	142,216	2,740	144,956																																																																													
1年内	82,084千円																																																																															
1年超	62,872千円																																																																															
合計	144,956千円																																																																															
支払リース料	128,840千円																																																																															
減価償却費相当額	128,840千円																																																																															

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

( 1株当たり情報 )

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額 498円32銭 1株当たり中間純損失金額 42円99銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載を省略しております。	1株当たり純資産額 473円66銭 1株当たり中間純損失金額 24円74銭 同左	1株当たり純資産額 503円32銭 1株当たり当期純損失金額 35円87銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

(注) 1株当たり中間(当期)純損益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純損失金額			
中間(当期)純損失(千円)	1,318,042	749,702	1,092,968
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純損失(千円)	1,318,042	749,702	1,092,968
期中平均株式数(株)	30,658,294	30,307,337	30,469,683
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額	-	-	-
普通株式増加数(株)	-	-	-
(うち新株予約権)	-	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(新株予約権の目的となる株式の数123,600株)。商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数771,300株)。これらの詳細は、「第4提出会社の状況、1.株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の目的となる株式の数1,834,500株)。これらの詳細は、「第4提出会社の状況、1.株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の株式の数1,834,500株)。これらの詳細は、「第4提出会社の状況、1.株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度末 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	-	14,412,785	-
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-	55,170	-
(うち新株予約権)	-	(55,170)	-
普通株式に係る中間期末(期末)の純 資産額(千円)	-	14,357,615	-
1株当たりの純資産額の算定に用いら れた中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	-	30,311,820	-

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(新株予約権の発行)

平成18年12月8日開催の当社取締役会において、第三者割当の方法による第6回および第7回新株予約権の発行を決議しました。その概要は次のとおりであります。

1. 募集新株予約権の名称

株式会社ジャストシステム第6回新株予約権(以下、「第6回新株予約権」という。)

株式会社ジャストシステム第7回新株予約権(以下、「第7回新株予約権」という。)

2. 割当予定先

第6回新株予約権 大和証券エスエムビーシー株式会社

第7回新株予約権 メリルリンチ日本証券株式会社

3. 発行した新株予約権の数

第6回新株予約権 2,100個

第7回新株予約権 900個

4. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

第6回新株予約権 当社普通株式 2,100,000株

第7回新株予約権 当社普通株式 900,000株

5. 本新株予約権の払込金額の総額

第6回新株予約権 36,514千円

第7回新株予約権 15,649千円

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額

第6回新株予約権 4,381,650千円

第7回新株予約権 1,877,850千円

7. 行使時の払込金額

行使時の払込金額は、当初2,086.5円とする。ただし、以下に従い、修正または調整される。

1 行使価額の修正

(1) 平成18年12月27日以降、行使価額は、各新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の前日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、売買高加重平均価格の算出されない日は除く。以下「時価算定期間」という。)の株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。

(2) 前号にかかわらず、当社は、当社取締役会が、資金調達のために必要と認めて、次号に従って行使価額が修正される旨を決議した場合には、かかる決議の日(以下「修正開始日」という。)以降、次号に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定することができる。修正開始日は、平成18年12月27日以降に到来する日とする。

(3) 修正開始日以降、行使価額は、時価算定期間のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に

修正される。

- (4) 前号にかかわらず、平成20年11月25日以降、行使価額は本項(1)号に定める修正後行使価額に修正される。
- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号にかかわらず、別記「11. 自己新株予約権の取得事由および消却の条件」欄の各項に従って本新株予約権の全部が取得される場合、取得のための公告または通知がなされた日のいずれか早い日の翌々営業日以降、行使価額は、ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の105%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正される。
- (6) 本項第(1)号、第(3)号および前号に定める修正後の行使価額の算出において、(i)時価算定期間内に本欄第2項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該時価算定期間内のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されるものとし、( )かかる算出の結果得られた金額が834.6円(以下「下限行使価額」という。ただし、本欄第2項による調整を受ける。)を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

## 2 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取

得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。以下、「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される本新株予約権以外の新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）

( )当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正後の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

( )当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記( )による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号 における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整前行使価額により当該調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

本項第(2)号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

## 8. 新株予約権の割当日及び払込期日

平成18年12月25日

## 9. 新株予約権の行使期間

平成18年12月25日から平成20年12月25日まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

## 10. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れる額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

### 11. 自己新株予約権の取得および消却

- 1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり13,910円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。
- 2 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり13,910円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- 3 当社は、本新株予約権の発行後、5連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、本新株予約権1個当たり金13,910円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記5連続取引日の間に別記「行使時の払込金額」欄第2項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該5連続取引日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本項の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。

### 12. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 13. 資金の使途

xfy事業における事業資金に充当する予定である。

なお、当社は、各割当予定先との間で、有価証券届出書の効力発生後、下記の内容を含むファシリティ契約を締結する。ファシリティ契約において、割当予定先は、平成18年12月25日以降平成20年11月21日までの期間（以下「ファシリティ期間」という。）においては、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の行使期間内であっても、ファシリティ契約の規定に従って行使する場合のほか、本新株予約権を行使しないことに合意する。

当社は、ファシリティ契約の規定に従い、取締役会の決議により、随時、何回でも、割当予定先が本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使可能期間」という。）および当該行使可能期間中に割当先が行使することのできる本新株予約権の個数（以下「行使可能個数」という。）を定めることができる。割当予定先は、行使可能期間中に限り、行使可能個数を上限として、本新株予約権を行使することができる。当社は、行使可能期間および行使可能個数を定めたときには、当該行使可能期間の初日（以下「行使可能期間開始日」という。）の前取引日（株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」という。）の取引日をいう。以下同じ。）までに、行使可能期間開始日、行使可能期間の末日（以下「行使可能期間終了日」という。）および行使可能個数を指定し、割当予定先に通知する（かかる通知を以下「行使可能通知」という。）。但し、1回の行使可能通知に定める行使可能個数は、別段の合意をする場合を除き、100個（その時点で残存する本新株予約権の個数が100個未満の場合は、当該残存個数）を下回ってはならない。また、いずれの行使可能期間開始日も、平成18年12月25日以降に到来する日とし、いずれの行使可能期間終了日も、平成20年11月21日以前に到来する日で、かつ行使可能期間開始日の5取引日後以降の日に到来する取引日とする。

当社は、取締役会の決議を経た上で、割当予定先に対し、撤回通知を交付することにより、その時点で未行使の行使可能個数が残存する行使可能通知を撤回することができる。但し、当該行使可能通知に係る残存行使可能期間が7取引日未満である場合は、これを撤回してはならない。当該行使可能通知は、撤回通知に記載された失効日をもって効力を失う。かかる失効日は、撤回通知が行われた日（当日を含む。）から7取引日目以降の日とし、当社の取締役会がこれを定める。

当社は、既に行った行使可能通知に係る行使可能個数の本新株予約権の全部が行使され、または行使可能期間終了日が到来する前に、新たな行使可能通知（以下「新行使可能通知」という。）を行うことができる。但し、次に定める条件を満たすことを要する。新行使可能通知に係る行使可能期間開始日は、当該新行使可能通知が行われた日（当日を含む。）から7取引日目（それより前に既存の行使可能通知（以下「既存行使可能通知」という。）に係る行使可能期間終了日が到来する場合は、その翌日）以降の日とし、当社の取締役会がこれを定める。新行使可能通知に定める行使可能期間開始日より前に既存行使可能通知に係る行使可能個数の本新株予約権の全部が行使された場合、かかる行使の翌日まで新たな行使可能期間開始日を繰り上げるものとする（但し、当該新行使可能通知にその旨の記載がある場合に限る。）。新行使可能通知に定めた行使可能期間開始日

をもって、未行使の行使可能個数が残存する既存行使可能通知（もしあれば）は効力を失う。新行使可能通知は、既存行使可能通知に基づき、新たな行使可能期間開始日より前に行われた本新株予約権の行使の効力に影響を及ぼすものではない。新行使可能通知に定める行使可能個数が、当該新行使可能通知に係る行使可能期間開始日において未行使の本新株予約権全部の個数を上回る事となった場合には、当該新行使可能通知に係る行使可能個数は、かかる未行使の本新株予約権の個数とする。

当社は、行使可能通知の通知日時点において、当社にかかる業務等に関する未公表の重要事実が存在しないこと、当社およびその企業集団の財政状態または経営成績に重大な悪影響をもたらす事態が発生していないことを表明および保証する。また、当社は、行使可能通知および撤回通知を行った場合には、速やかにプレスリリースを行う。

(新株予約権の取得および消却)

平成18年12月8日開催の当社取締役会において、平成18年3月27日に発行いたしました第3回および第4回新株予約権について残存するすべてを取得および消却することを決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 取得および消却の理由

平成18年12月25日発行の第6回および第7回新株予約権の発行により、資金調達の機動性を確保するため、各新株予約権の発行要項および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令」(平成17年政令第367号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年12月25日に残存するすべての新株予約権を取得し、直ちに消却することといたしました。

2. 取得および消却する数

1,800個(第3回新株予約権 1,200個、第4回新株予約権 600個)

3. 取得価額

55,170千円(新株予約権1個当たり 30,650円)

4. 取得および消却日

平成18年12月25日

5. 消却後残存新株予約権

0個

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

特記事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第25期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月23日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成18年6月27日関東財務局長に提出

事業年度（第25期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 臨時報告書

平成18年12月6日関東財務局長に提出

企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(4) 有価証券報告書の訂正報告書

平成18年12月6日関東財務局長に提出

事業年度（第25期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(5) 有価証券届出書（新株予約証券の発行）及びその添付書類

平成18年12月8日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月22日

株式会社ジャストシステム

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福田 眞也 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 國井 泰成 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャストシステムの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジャストシステム及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

株式会社ジャストシステム

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	福田 眞也	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松浦 利治	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャストシステムの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジャストシステム及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成18年12月8日開催の取締役会において、「新株予約権の発行」及び「既発行の新株予約権の取得及び消却」を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月22日

株式会社ジャストシステム

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福田 眞也 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 國井 泰成 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャストシステムの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジャストシステムの平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

株式会社ジャストシステム

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福田 眞也 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松浦 利治 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジャストシステムの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジャストシステムの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成18年12月8日開催の取締役会において、「新株予約権の発行」及び「既発行の新株予約権の取得及び消却」を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。